



総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1. 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、三鷹市防災会議が策定する計画である。

市、都、防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、市の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2. 計画の前提

この計画は、「首都直下地震等における東京の被害想定」のうち多摩東部直下地震マグニチュード（以下「M」という。）7.3のケースを基本とするとともに、過去の震災の教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映し策定した。

三鷹市では、国土強靭化基本法に基づく国土強靭化地域計画（第13条）に該当する市防災都市づくり方針や市新都市再生ビジョンを策定し、防災都市づくりのイメージを共有し、何を優先しながら事業を進めていくかの共通認識を持ち、市民、事業者及び行政が同じ目標に向かって取り組んでいくことにより、防災施策の一層の推進を図り、災害から市民の命と暮らしを守り、誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現することとしており、同方針やビジョンとの整合を図った計画となっている。

また、防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、要配慮者に対しては、きめ細かい配慮が必要であることから、要配慮者の視点に立った対策となるよう計画を策定した。

第2節 計画の構成

この計画には、市、防災機関、事業者及び市民が行うべき震災対策を、項目ごとに予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	首都直下地震等の被害想定等
第2部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)	市及び防災機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置 地震発生後に市及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
付編	警戒宣言に伴う対応措置

第3節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する

災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第4節 計画の改定(修正)

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定(修正)する。したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年市防災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに計画改定(修正)案を市防災会議(事務局)に提出するものとする。

第2章 三鷹市の現状と被害想定

第1節 三鷹市の現状

1. 地勢

1 位置	
------	--

三鷹市は、東京都の西方、都心より 17.5km にあって、東経 139 度 31 分 27 秒～139 度 35 分 39 秒、北緯 35 度 39 分 37 秒～35 度 42 分 25 秒の武蔵野台地上に位置している。

2 周囲	
------	--

三鷹市は、東は杉並区及び世田谷区、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市と接している。

3 面積	
------	--

三鷹市の総面積は 16.42 km²で、全市域が市街化区域に指定されている。

4 地形	
------	--

三鷹市の地形は、東西延長 6.35km、南北延長 5.24km で西南に一段低い段丘を有し、標高約 34m～約 65m のおおむね西高東低の平坦地である。地質は、関東ローム層のなかでも上部の立川ローム層と武蔵野ローム層と呼ばれる洪積火山灰により形成されている。西南部には野川の侵食谷が 10m 以内の急崖で調布市との境を形成しており、この段丘崖は東南に行くにつれて高度差を縮め、世田谷区鎌田で支谷、仙川が合流する。同じ侵食谷でも、市の東北部にあたる「井の頭池」は海拔 50m に湧水源があり、この湧水源は、かつては崖下の数箇所から出ており、水量多く幾つかの湧水池が連合して池を形成した。市の南部にある高度 50m 内外の段丘の低下する斜面では、4 箇所で浅い谷地形が発達している。そして、これらの谷頭を辿ると必ず湧水があってそこに傑層を見出すのである。これが武蔵野段丘と下位の立川段丘の大体境界にあたっている。この傑層は、かつての扇状地における多摩川の氾濫原の川筋を示す乱流の跡と見られている。

四つの深い支谷として、その一つに大沢の天文台の東にあたって羽沢の小谷がある。次に、都立神代植物公園の東にあたる諏訪久保（調布市域内）には野ヶ谷の湧水があり、ここに端を発する小谷（市内では中原一、二、四丁目を通過）は、大沢と中仙川の台地にはさまれた窪地である。第三には、仙川であって、野川の東より合流する支谷としては大きいもののひとつである。その北端の谷頭を探すと丸池の名称をもつ湧水池があり、やや下がって谷地形は蛇行して島屋敷の分離丘陵（新川団地一帯）となっている。この谷頭を北に窪地を辿っていくと下連雀の低地形に出て、更に、この先の地形は下連雀から上連雀を斜行して武蔵境の北に出ており、この傾向から三鷹市域の中心部を西北から東西に斜行するひとつの河川域がこの台地の下にかくされているのではないかとの想定が考えられる。第四の谷は、牟礼の高山を谷頭とする山谷の谷地形である。

5 地下地質	
--------	--

三鷹市域での地盤は、下位より第三紀層、下部東京層、武蔵野傑層、関東ローム層そして沖積層で構成していると考えられており、各層の特徴は次のとおりである。

(1) 第三紀層（上総層群又は三浦層群とも呼ばれている。）

武蔵野台地の基盤となっている上総層群は、主にち密な青灰色凝灰質砂質泥岩と細粒砂より成り、堅い地盤である。この層の厚さは、合計で 1,000m に近いとみられ、その大部分は砂岩、微粒砂岩、

凝灰岩、泥岩、砂泥岩、礫岩などからなっており、内海性の海の堆積物であると考えられている。

(2) 洪積層

第三紀層を被っている洪積層は、全体的にみると締まった砂、砂礫、やや固い粘土の互層より成っている。第三紀層を直接被う下部東京層などの地層群は砂礫、砂、粘土の各層がくり返し、武蔵野台地中央部での層の厚さは百～百数十mに及び、三鷹市域では北東部で砂礫がちで他は泥がちの地層となっている。

関東ローム層下の武蔵野砂礫層の厚さは、武蔵野台地の大半の地域で5～15mの範囲にあり、多摩川に近い立川面の立川礫層より薄い。

また、この礫層は、武蔵野台地における自由地下水の主要帶水層であり、ローム層が堆積する前に多摩川によって運ばれたものと考えられている。

関東ローム層は、いわゆる赤土とも呼ばれ、関東諸台地に分布する1～10万年前に降り積もった火山灰のなかば分解したものである。市内の武蔵野面では、武蔵野礫層を被ってほぼ全域に分布し、厚さ4～10mで、上位の褐色ローム層と下位のローム質粘土層から成る。

これらのローム層は、三鷹市域内の80%強の面積を占めており、地盤の主要構成層となっている。

(3) 沖積層

沖積層の厚さに応じて地盤振動が大きくなるといわれている。

三鷹付近の沖積層には、河谷低地に分布するものと台地面を被って分布する黒色腐植土層があり、更に造成地などの盛土も広義の沖積層に含まれる。また、宅地造成などの土木工事に伴い、一部の地域では人工的に地盤の改変が行われているが、これらのうち窪地や傾斜地等の盛土地は、雨水の排水対策上つくられているもので、地盤の強度補強という点では、ほとんど意味がないもので、総じて軟弱な地盤と考えられる。

2. 人口及び住環境等の概況

1 人口	
------	--

(1) 人口特性

三鷹市の人口は、令和5年1月1日現在189,916人であり、昭和50年代に16万人規模に定着する時期に入ったが、平成10年ごろから再び増加の傾向を示し、近年は19万人程度で推移している。

また、65歳以上のいわゆる高齢者人口は年々増えつつあり、現在では全人口の約2割に至っており、こうした数値はいわゆる要配慮者対策上無視できないものといえる。

(2) 人口密度

人口を1km²あたりの人口密度としてみると、全市平均で約11,566人/km²の水準となるが、町丁目単位では、20,000人/km²を超える地区から5,000人/km²未満の地区まで、かなりのばらつきがみられる。具体的には、下連雀、上連雀など市の中央部は人口密度が高く、大沢、北野、新川など市域の周辺部は人口密度の低い地域が多くなっている。

2 住環境等	
--------	--

(1) 用途地域等の地域地区の指定

三鷹市の全域は、都市計画法に基づく市街化区域に指定されている。この指定の下に土地をその利用目的によって区分し、建築物などに必要な制限を課すことで土地の合理的な利用を図る用途地域、

高度地区、防火・準防火地域等の地域地区の指定を行っている。

(2) 緑地等オープンスペースの現況

人口密度の集中の度合とは反対に、災害時には防災空間ともなる、緑地等のオープンスペースの配置は、市域の周辺部において高く、中央部ではかなり低い水準となっている。

平成30年では、樹林地、草地、農耕地等、緑に覆われた土地の割合は、三鷹市全域では約32.5%であり、今後はこの緑被率を維持することが目標となる。

(3) 建築物等の不燃化状況

三鷹市は、戦後になって住宅都市として急激に開発が進んだが、それらの木造住宅（賃貸住宅も含む。）の老朽化や当時整備された細街路が残されている地区を中心に、火災の延焼危険度の高い地域が存在している。各種調査によって、三鷹市が比較的火災危険度が高い地域としてしばしば指摘されるのは、こうしたまちづくりにおける歴史的な背景がある。

建築物の不燃化率は（床面積率）は、中高層建築物の増加により50%を越えているものの、一方では開発行為による木造住宅も増加していることから、近年は微増にとどまっている。

第2節 被害想定

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに地域危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。

このため、都防災会議は、平成3年9月に関東地震の再来を想定した「東京における地震被害の想定に関する調査研究」を、また平成9年8月には、中央防災会議である程度の切迫性が指摘されている直下地震を想定した「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表してきた。

その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、新たに「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に都防災会議で決定した。

更に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であり、都は、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、東京都防災会議地震部会において検討を行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、公表した。

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化、単身世帯の増加など人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化しているため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を作成し、公表した。

1. 被害想定の前提条件

都において想定する条件は、次のとおりである。

1 被害想定の特徴	
-----------	--

(1) 定性的な被害シナリオ

現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項が限られるため、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。

【身の回りで起こり得る被害の様相】





身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相③ ～首都直下地震が発生するなど…(避難所での避難生活)～





身の回りで起これり得る災害シナリオと被害の様相⑤～首都直下地震が発生すると…(帰宅困難者をどうく状況)～

帰宅困難者をとりまく様相



- ▼繁華街で買い物途中、突然大きな揺れに襲われた。駅に向かうも電車は運転見合せとなっている。
- ▼家族とともに連絡がとれず、途方に暮れている。
- ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする。
- ▼余震による看板の落下や延焼火災等の二次災害に、帰宅困難者が巻き込まれる等により、徒歩による帰宅が困難化

- ▼公共交通機関の運休等により、子供等の保護園等からの迎えが困難化
- ▼スーパー・コンビニ等は、被災により利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇
- ▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混雑する可能性

- ▼一時滞在施設の場所等がわからず、帰宅困難者が避難所へ多数訪れる
- ▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設では、停電により、空調が停止し、季節によっては滞在が困難化
- ▼オフィスビル等では窓の開閉ができず、夏季の発炎などで空調停止した場合、滞在が困難となり、さらに多くの従業員や施設利用者等が路上に溢れ出す
- ▼自宅等へ移動する人や屋外に滞留する人で道路上が混雑し、救命救急、消防活動等に着しい支障

- ▼夜間・休日の発災は、交通機関の運行停止に伴い、従業員の出勤が困難
- ▼道路寸断や交通規制等によりバス等による代替輸送も困難化するため、道路・鉄道の復旧日が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化
- ▼保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できず、保育園等にどまり続ける必要
- ▼常駐期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における飲食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化
- ▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到
- ▼深夜から早朝の時間帯や休日に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等に十分な数の従業員が出勤できない状態が一週間以上継続し、業務継続が困難化

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
▼帰宅困難者の持つ携帯電話・スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族等との連絡や安否確認が困難化	▼自宅等に帰ろうとする帰宅困難者が飲食料を取りに一時滞在施設等へ殺到し、備蓄物資が早期に枯渇する可能性	▼停電や断水等により、公共施設やコンビニ等のトイレが利用できない
▼公衆電話はこの10年間で半減しており、残された公衆電話に長蛇の列が発生	▼帰宅困難者等が避難所に飲食料を受け取りに来るため、避難所物資が早期に枯渇する可能性	▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、断水や排水管の故障により、水洗トイレが利用できない
▼公共交通機関の運休等により、子供等の保護園等からの迎えが困難化	▼帰宅困難者等が避難所に飲食料を受け取りに来るため、避難所物資が早期に枯渇する可能性	▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、断水や排水管の故障により、水洗トイレが利用できない
▼スーパー・コンビニ等は、被災により利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇	▼災害用伝言板(web171)の運用が開始	▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、断水や排水管の故障により、水洗トイレが利用できない
▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混雑する可能性	▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不適地域がさらに拡大	▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、断水や排水管の故障により、水洗トイレが利用不可能な地域でも、携帯電話が利用可能なものもある
▼一時滞在施設の場所等がわからず、帰宅困難者が避難所へ多数訪れる	▼携帯電話が利用可能な地域でも、輻輳により音声通話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅延等が発生	▼携帯電話の燃料が枯渇した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化
▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設では、停電により、空調が停止し、季節によっては滞在が困難化	▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性	▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になつたり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性
▼オフィスビル等では窓の開閉ができず、夏季の発炎などで空調停止した場合、滞在が困難となり、さらに多くの従業員や施設利用者等が路上に溢れ出す	▼発電機の燃料が枯済した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化	
▼自宅等へ移動する人や屋外に滞留する人で道路上が混雑し、救命救急、消防活動等に着しい支障	▼一時滞在施設等に想定以上の帰宅困難者が殺到した場合、帰宅困難者用物資がより早期に枯渇する可能性	
▼夜間・休日の発災は、交通機関の運行停止に伴い、従業員の出勤が困難	▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性	
▼道路寸断や交通規制等による代替輸送も困難化するため、道路・鉄道の復旧日が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化	▼発電機の燃料が枯済した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化	
▼保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できず、保育園等にどまり続ける必要	▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になつたり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性	
▼常駐期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における飲食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化		
▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到		
▼深夜から早朝の時間帯や休日に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等に十分な数の従業員が出勤できない状態が一週間以上継続し、業務継続が困難化		

◆多くの外出者が一齊に帰宅しようとして、救出救助活動に支障をきたすほか、沿道の道路閉塞や延焼火災、余震等で帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障

※ 身の回りで起これり得る災害シナリオと被害の様相①～⑤における写真について、特段の記載がないものは、（一財）消防防災科学センターの出典



(2) 今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等

現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計した。

(3) 想定結果の特徴

- ア 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に発生する。
- イ 建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では、区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。大正関東地震では、区部の木造住宅密集地域や多摩南部を中心に発生する。立川断層帯地震では、震源が浅いことから他の地震と比較して狭い範囲で発生する。
- ウ 死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷は建物を原因とするものが多い。
- エ 道路や鉄道の橋梁などの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- オ ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。
- カ 避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約299万人が発生する。
- キ 鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。
- ク エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。
- ケ 首都直下地震等が発生した場合は、東京だけでなく、首都圏全体に広域かつ大規模な被害が生じることに留意が必要である。

2 前提条件	
(1) 想定地震	

項目	内容			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	M7.3		M 8 クラス	M7.4
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内70% (南関東地域における M7クラスの確率)		今後30年以内 0~6% (180年から590年 の発生間隔)	今後30年以内 0.5~2%

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
シーン① 冬・朝5時 風速 4m/秒 8m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ○阪神・淡路大震災と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。

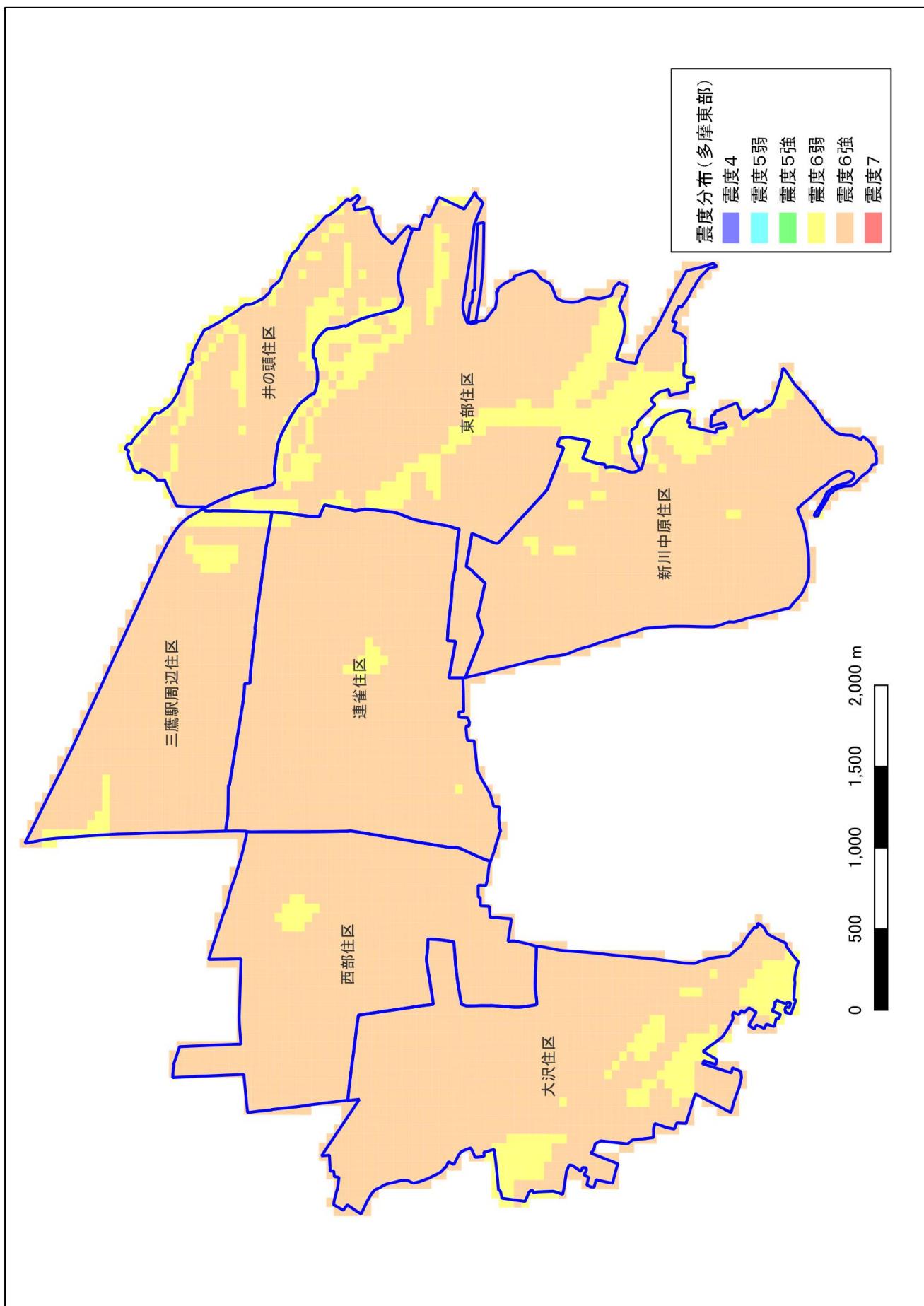
シーン② 冬・昼 12 時 風速 4 m／秒 8 m／秒	○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。
シーン③ 冬・夕方 18 時 風速 4 m／秒 8 m／秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留 ○ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

2. 本市の被害の概要

1 市全体の被害の概要	
-------------	--

- 1 多摩東部直下地震では、市内の多くの地域で最大震度 6 強が予想される。都心南部直下地震では、市内的一部で最大震度 6 強が予想される。
- 2 建物被害のうち全壊、半壊する建物の原因是、各地震ともゆれによる原因が大部分を占める。
- 3 急傾斜地崩壊による被害のほか、液状化による被害も若干ではあるが認められる。
- 4 火災における住宅の焼失被害も大きく、特に多摩東部直下地震では 1,500 棟以上の焼失が想定されている。
- 5 死者・負傷者の原因是、ゆれやゆれに伴う建物被害で特に多く、また屋内収容物・ブロック塀・火災による被害も発生すると想定されている。
- 6 ライフラインの被害は、電力で最大 8 %弱の停電率、通信不通率が最大 4 %程度、上水道断水率が最大 20%程度、下水道管きょ被害率が最大 4 %程度、生じることが予想されている。

【被害想定における震度分布図】 多摩東部直下地震 M7.3



【三鷹市の被害想定結果】

地震の種類			都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帶地震	
マグニチュード			M7.3	M7.3	M8クラス	M7.4	
風速			8m/s	8m/s	8m/s	8m/s	
建物被害	ゆれ・液状化・急傾斜地崩壊	原因別建物全壊棟数	計（棟）	538	793	118	57
			ゆれ（棟）	528	785	112	56
			液状化（棟）	4	3	3	2
			急傾斜地崩壊（棟）	5	5	3	0
		原因別建物半壊棟数	計（棟）	2,398	2,580	1,138	641
			ゆれ（棟）	2,351	2,543	1,110	625
			液状化（棟）	35	24	21	16
			急傾斜地崩壊（棟）	12	13	7	0
		うち大規模半壊棟数	計（棟）	514	570	204	109
			ゆれ（棟）	499	559	195	104
			液状化（棟）	13	8	8	6
			急傾斜地崩壊（棟）	2	2	1	0
死者的被害	死者	火災延焼による建物棟数	冬18時	974	1,519	440	345
			冬12時	525	754	228	185
			冬5時	426	653	165	133
		計（人）	冬18時	41	62	14	9
			冬12時	25	37	8	5
			冬5時	44	65	11	7
		ゆれ建物被害（人）	冬18時	17	25	2	2
			冬12時	12	17	1	1
			冬5時	30	43	4	0
		屋内収容物（人）	冬18時	2	3	2	0
			冬12時	2	3	2	0
			冬5時	3	5	3	3
人的被害	負傷者	急傾斜地崩壊（人）	冬18時	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0
			冬5時	1	1	0	0
		火災（人）	冬18時	19	30	8	7
			冬12時	11	15	5	4
			冬5時	11	16	4	3
		ブロック塀等（人）	冬18時	2	3	1	0
			冬12時	1	1	0	0
			冬5時	0	0	0	0
		屋外落下物（人）	冬18時	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0
			冬5時	0	0	0	0
		計（人）	冬18時	717	986	262	154
			冬12時	589	830	211	131
			冬5時	846	1,087	319	186
		ゆれ建物被害（人）	冬18時	538	697	168	92
			冬12時	504	687	146	84
			冬5時	763	947	247	130
		屋内収容物（人）	冬18時	46	82	47	37
			冬12時	49	87	49	39
			冬5時	64	114	65	50
		急傾斜地崩壊（人）	冬18時	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0
			冬5時	1	1	0	0
		火災（人）	冬18時	47	96	12	9
			冬12時	15	29	7	5
			冬5時	15	22	6	5
		ブロック塀等（人）	冬18時	85	111	36	17
			冬12時	21	27	9	4
			冬5時	3	4	1	1
		屋外落下物（人）	冬18時	0	0	0	0
			冬12時	0	0	0	0
			冬5時	0	0	0	0

震災編第1部 総則

第2章 三鷹市の現状と被害想定

地震の種類			都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層帶 地震		
うち 重傷者	計（人）	冬 18 時	95	146	28	15		
		冬 12 時	59	94	16	9		
		冬 5 時	73	112	17	9		
	ゆれ建物被害（人）	冬 18 時	38	58	1	6		
		冬 12 時	36	56	0	6		
		冬 5 時	53	79	1	8		
	屋内収容物（人）	冬 18 時	10	18	10	0		
		冬 12 時	11	19	11	0		
		冬 5 時	14	25	14	0		
	急傾斜地崩壊（人）	冬 18 時	0	0	0	0		
		冬 12 時	0	0	0	0		
		冬 5 時	0	0	0	0		
要配慮者	火災（人）	冬 18 時	13	27	3	2		
		冬 12 時	4	8	2	1		
		冬 5 時	4	6	2	1		
	ブロック塀等（人）	冬 18 時	33	43	14	7		
		冬 12 時	8	11	3	2		
		冬 5 時	1	2	0	0		
	屋外落下物（人）	冬 18 時	0	0	0	0		
		冬 12 時	0	0	0	0		
		冬 5 時	0	0	0	0		
	死者数（人）		冬 18 時	28	42	9		
			冬 12 時	17	25	5		
			冬 5 時	30	44	8		
避難者数（人）			冬 18 時	21,680	29,960	9,608		
			冬 12 時	19,658	26,619	8,631		
			冬 5 時	19,259	26,168	8,341		
帰宅困難者数（人）			冬 18 時	18,069	18,069	18,069		
			冬 12 時	18,069	18,069	18,069		
			冬 5 時	—	—	—		
滞留者数（人）			冬 18 時	154,704	154,704	154,704		
			冬 12 時	154,704	154,704	154,704		
			冬 5 時	—	—	—		
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数			冬 18 時	131	158	110		
			冬 12 時	128	158	109		
			冬 5 時	127	153	109		
自力脱出困难者数（人）			冬 18 時	183	287	41		
			冬 12 時	176	285	41		
			冬 5 時	255	393	56		
灾害廃棄物（万t）			冬 18 時	22	31	8		
			冬 12 時	21	29	8		
			冬 5 時	21	28	8		
停電率（%）			冬 18 時	5.5	7.5	2.2		
			冬 12 時	4.5	5.7	1.7		
			冬 5 時	4.3	5.5	1.5		
固定電話不通率（%）			冬 18 時	2.5	3.9	1.1		
			冬 12 時	1.4	2.0	0.6		
			冬 5 時	1.2	1.8	0.5		
上水道断水率（%）			冬 18 時	14.7	18.9	6.0		
下水道管きょ被害率（%）			冬 18 時	2.8	4.1	1.9		
低压ガス供給停止率（%）			冬 18 時	0.0	98.7	0.0		

2 コミュニティ住区毎の被害の概要	
-------------------	--

(1) 地震の震度

住区毎の震度分布（資料 10201）は、多摩東部直下地震は市内のほとんどで震度 6 強となり、都心南部直下地震では、震度 6 弱が主体だが、市域東部・市域南部で震度 6 強を示す地域が存在する。

【コミニティ住区毎の地震の震度】

住区名	地震の種類			
	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帶地震
① 大沢	6 弱～6 強 主体は 6 弱	6 弱～6 強 南部は 6 弱主体	5 強～6 弱 南部で 5 強	5 強～6 弱 南部は 5 強主体
② 東部	6 弱～6 強 主体は 6 強	6 弱～6 強 主体は 6 強	5 強～6 弱 北東部で 5 強	5 強～6 弱 主体は 5 強
③ 西部	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 弱	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 強	全域 6 弱	全域 6 弱
④ 井の頭	6 弱～6 強 主体は 6 弱	6 弱～6 強 主体は 6 強	5 強～6 弱 主体は 6 弱	5 強～6 弱 東部は 5 強
⑤ 新川中原	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 強	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 強	全域 6 弱	5 強～6 弱 主体は 5 強
⑥ 連雀	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 弱	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 強	全域 6 弱	5 強～6 弱 主体は 6 弱
⑦ 三鷹駅周辺	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 弱	6 弱～6 強 ほぼ全域で 6 強	全域 6 弱	5 強～6 弱 ほぼ全域で 6 弱

(2) 地域危険度測定調査による地域危険度

東京都では、都震災対策条例に基づき、地域危険度測定調査をおおむね 5 年ごとに行っており、令和 4 年 9 月の 9 回目では、都内の市街化区域の 5,192 町丁目について、各町丁目における地震に関する危険性を 5 つのランクに区分（ランク 1 が危険性が低く、ランクが大きくなるに従って危険性が高くなる。）し、建物の倒壊（建物倒壊危険度）及び地震による火災（火災危険度）について測定している。また、災害発生時に避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を地域の道路基盤などの整備状況から評価した指標として、災害時活動困難度があり、上記 3 つの指標を 1 つにまとめた総合危険度がある。

建物倒壊危険度では、市内の最も高いランクは 2 となっており、火災危険度では、市内の最も高いランクは 3 である。

総合危険度では、最も高いランク 5 となる町丁目はなく、ランク 4 の井の頭 2 丁目が最も高くなっている。危険度ランクは相対評価であるものの、全体的には市内のランクは前回調査時より危険性が低くなっている。

【町丁目ごとの地域危険度】

区市町村名	町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動 困難係数	総合危険度		
		危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
三鷹市	井口一丁目	0.77	3803	1	0.05	3182	1	0.21	0.17	3413	1
三鷹市	井口二丁目	1.14	3019	1	0.46	1078	3	0.26	0.42	1802	2
三鷹市	井口三丁目	0.71	3918	1	0.05	3045	1	0.22	0.17	3386	1
三鷹市	井口四丁目	1.37	2582	2	0.64	840	3	0.29	0.58	1251	2
三鷹市	井口五丁目	1.69	2099	2	0.64	832	3	0.25	0.57	1255	2
三鷹市	井の頭一丁目	1.41	2519	2	0.58	905	3	0.56	1.12	508	3
三鷹市	井の頭二丁目	2.01	1778	2	1.39	402	3	0.58	1.99	175	4
三鷹市	井の頭三丁目	1.46	2442	2	0.74	747	3	0.57	1.25	433	3
三鷹市	井の頭四丁目	1.66	2143	2	0.39	1218	2	0.57	1.16	485	3
三鷹市	井の頭五丁目	1.81	1968	2	0.72	766	3	0.45	1.13	505	3
三鷹市	大沢一丁目	1.43	2488	2	0.42	1145	3	0.29	0.54	1347	2
三鷹市	大沢二丁目	0.33	4551	1	0.01	4277	1	0.37	0.12	3819	1
三鷹市	大沢三丁目	0.27	4644	1	0.00	4538	1	0.16	0.04	4593	1
三鷹市	大沢四丁目	1.28	2747	2	0.16	2026	2	0.26	0.38	1996	2
三鷹市	大沢五丁目	1.05	3198	1	0.11	2379	2	0.25	0.29	2449	2
三鷹市	大沢六丁目	0.79	3768	1	0.02	3779	1	0.22	0.18	3318	1
三鷹市	上連雀一丁目	0.58	4164	1	0.06	2881	1	0.16	0.10	4020	1
三鷹市	上連雀二丁目	1.66	2135	2	1.06	533	3	0.23	0.63	1142	3
三鷹市	上連雀三丁目	1.31	2667	2	0.27	1506	2	0.21	0.34	2174	2
三鷹市	上連雀四丁目	0.95	3433	1	0.09	2551	2	0.26	0.27	2628	2
三鷹市	上連雀五丁目	1.58	2257	2	1.18	474	3	0.24	0.66	1061	3
三鷹市	上連雀六丁目	0.80	3733	1	0.04	3314	1	0.23	0.19	3194	1
三鷹市	上連雀七丁目	1.16	2967	1	0.16	2028	2	0.24	0.32	2269	2
三鷹市	上連雀八丁目	1.27	2767	2	0.69	793	3	0.26	0.52	1429	2
三鷹市	上連雀九丁目	1.26	2798	2	0.21	1759	2	0.26	0.38	1995	2
三鷹市	北野一丁目	0.88	3561	1	0.08	2661	2	0.23	0.22	2955	1
三鷹市	北野二丁目	0.77	3798	1	0.05	3119	1	0.22	0.18	3326	1
三鷹市	北野三丁目	0.55	4209	1	0.03	3427	1	0.29	0.17	3420	1
三鷹市	北野四丁目	0.74	3852	1	0.07	2822	2	0.25	0.21	3096	1
三鷹市	下連雀一丁目	1.41	2523	2	0.26	1540	2	0.23	0.38	1981	2
三鷹市	下連雀二丁目	1.89	1896	2	1.27	438	3	0.29	0.92	710	3
三鷹市	下連雀三丁目	1.26	2792	2	0.26	1554	2	0.21	0.32	2302	2
三鷹市	下連雀四丁目	1.27	2756	2	0.78	705	3	0.22	0.45	1678	2
三鷹市	下連雀五丁目	0.12	4906	1	0.00	4939	1	0.31	0.04	4668	1
三鷹市	下連雀六丁目	1.60	2217	2	0.77	716	3	0.26	0.61	1164	3
三鷹市	下連雀七丁目	0.81	3724	1	0.03	3674	1	0.19	0.16	3516	1
三鷹市	下連雀八丁目	0.35	4517	1	0.00	4643	1	0.21	0.08	4305	1
三鷹市	下連雀九丁目	0.37	4481	1	0.00	4509	1	0.18	0.07	4392	1
三鷹市	新川一丁目	1.00	3306	1	0.08	2708	2	0.38	0.41	1856	2
三鷹市	新川二丁目	0.58	4159	1	0.02	3787	1	0.20	0.12	3875	1
三鷹市	新川三丁目	0.66	4010	1	0.03	3642	1	0.18	0.12	3829	1
三鷹市	新川四丁目	0.93	3461	1	0.10	2454	2	0.30	0.30	2372	2
三鷹市	新川五丁目	1.05	3212	1	0.03	3432	1	0.21	0.22	2959	1
三鷹市	新川六丁目	0.52	4247	1	0.01	4197	1	0.18	0.10	4082	1
三鷹市	深大寺一丁目	1.32	2653	2	0.24	1616	2	0.27	0.42	1796	2
三鷹市	深大寺二丁目	1.62	2199	2	0.75	736	3	0.26	0.61	1162	3
三鷹市	深大寺三丁目	1.71	2079	2	1.02	553	3	0.26	0.72	964	3
三鷁市	中原一丁目	1.84	1941	2	1.38	403	3	0.31	1.01	608	3
三鷁市	中原二丁目	1.34	2612	2	0.39	1225	2	0.44	0.76	898	3
三鷁市	中原三丁目	0.90	3512	1	0.21	1748	2	0.23	0.25	2742	2
三鷁市	中原四丁目	1.87	1909	2	1.21	465	3	0.36	1.12	515	3
三鷁市	野崎一丁目	0.46	4339	1	0.03	3566	1	0.20	0.10	4077	1
三鷁市	野崎二丁目	0.95	3424	1	0.14	2136	2	0.20	0.22	2978	1
三鷁市	野崎三丁目	0.51	4264	1	0.04	3371	1	0.26	0.14	3641	1
三鷁市	牟礼一丁目	0.81	3705	1	0.02	3741	1	0.36	0.30	2369	2
三鷁市	牟礼二丁目	0.73	3871	1	0.02	3784	1	0.29	0.22	2970	1
三鷁市	牟礼三丁目	0.76	3819	1	0.03	3626	1	0.52	0.41	1848	2
三鷁市	牟礼四丁目	1.04	3216	1	0.13	2202	2	0.44	0.52	1419	2
三鷁市	牟礼五丁目	1.04	3217	1	0.17	1933	2	0.29	0.35	2115	2
三鷁市	牟礼六丁目	0.85	3615	1	0.05	3059	1	0.41	0.37	2033	2
三鷁市	牟礼七丁目	1.03	3252	1	0.11	2354	2	0.19	0.22	2968	1

第3章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第1節 基本的な姿勢

都は、都地域防災計画の中で減災目標を定め、市区町村及び都民、事業者と協力して対策を推進し、10年以内にその目標を達成するとしている。市は、都の減災目標に基づき、減災対策を第2節のとおり推進するが、三鷹市の現状を踏まえ、市としての減災目標を設定する。

市は、「緑と水の公園都市を基軸に、質の高い防災・減災のまちづくりが市民とともにに行われている災害に強い分散ネットワーク型の強靭なまち」を目標像とする。

市は、このような都市像の実現を目指して、緑や水辺空間、都市計画道路や不燃建築物により、都市の防災上の骨格を形成し、そこから街区の防災ブロック化等を促進するほか、火災や危険物対策を実施し、地震に強い都市づくりを推進する。同時に、市民一人ひとりが、防災対策に積極的に取り組むとともに、市の自主防の伝統及びコミュニティ行政の歴史を踏まえながら、災害に強い人づくり、ボランティアとの連携に努め、防災拠点を核とした市の防災対策の徹底を図るなど地震に強いコミュニティづくりを行い、減災目標達成に向けた取組を実施する。

第2節 具体的な取組

【「都地域防災計画 震災編」に記載している都の減災目標と三鷹市の取組】

【都の減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

市の減災目標1

- ① 死者を約6割減少させるよう取り組む。
- ② 建物被害（全壊・焼失棟数）を約6割減少させるよう取り組む。
- ③ ピーク時の避難者を約4割減少させるよう取り組む。

【目標達成に向けた三鷹市の主な施策】

- (1) 建物の耐震化の推進
 - ① 耐震改修促進計画の推進
 - ② 木造住宅の耐震診断助成・耐震改修助成事業の拡充
- (2) 木造住宅密集地域の不燃化の推進
 - ① 住宅・建物の不燃化
 - ・防火地域等の指定拡大
 - ② 防災ブロックの形成
 - ・防災空間となる公園やオープンスペースの確保と緑化施策の推進
 - ・都市軸となる都市計画道路の整備
 - ・緑と水の軸となる河川沿いの緑地の確保、遊歩道等の整備
- (3) 家具の転倒防止対策の推進
 - 市民への家具転倒防止器具設置促進
- (4) 医療・救護体制の強化
 - ① 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上
 - ② 五師会、医療機関等との連携による災害時医療体制の強化
 - ③ 広域医療受援体制の構築

(5) 消防力の強化

- ① 消防団装備品の拡充
- ② 消防団活動訓練及び機械器具点検の充実
- ③ 消防水利の確保

(6) 市民等の火災対応力の強化

- ① 地域における訓練・研修の強化
- ② 街頭消火器、住宅用火災警報器の設置推進
- ③ 可搬式ポンプ運用訓練の充実
- ④ 消火栓及び排水栓を活用した市民による消火活動の強化

(7) 在宅生活の継続のための備えの強化

- ① 家具転倒防止器具の設置等による住宅内被害の軽減
- ② ライフライン停止に備えた備蓄の実施

市の減災目標 2

- ① 公共施設の被害の軽減及び市民生活に必要な業務の継続を図る。
- ② 帰宅困難者及び帰宅困難な園児・児童等の安全を確保する。

【目標達成に向けた三鷹市の主な施策】

(1) 防災拠点の機能強化

- ① 公共施設の耐震化
- ② 事業継続計画の徹底、強化

(2) 帰宅困難者対策の実施

- ① 鉄道事業者との連携による鉄道駅周辺の混乱防止対策の検討
- ② 駅周辺滞留者の一時滞在施設の設置及び必要物資の備蓄
- ③ 園児・児童等の非常用食料等の確保
- ④ 保護者への情報伝達手段の周知
- ⑤ 事業所等への従業員等の帰宅抑制及び食料等の備蓄の要請
- ⑥ 外出者に対する交通機関運行状況、道路交通情報等の提供

市の減災目標 3

- ① 避難所への避難者及び在宅生活者の生活を支援するとともに、罹災証明書の早期交付等により被災者の早期の生活再建を図る。

【目標達成に向けた三鷹市の主な施策】

(1) 応急危険度判定の迅速な実施

- ① 応急危険度判定員の確保
- ② 實施手引き等作成による対応の迅速化

(2) 災害時在宅生活支援施設の活用

- ① 公園や地区公会堂を避難者の支援施設として活用するための資機材等の整備

(3) 避難所の環境整備

- ① 女性、子育て世帯、要配慮者の避難所運営への参画の推進
- ② 避難所生活の配慮

(4) 罹災証明書の早期交付

- ① 迅速な被害認定及び罹災証明交付のための被災者生活再建支援システム整備

第4章 市長、市民、事業者の 基本的責務と防災機関等の役割

第1節 基本理念及び基本的姿勢

1. 基本理念

- (1) 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るために、第一に「自らの命は自らが守る」という防災の原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによる「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。
- (2) 三鷹市は、多くの市民の生活の場であるとともに、日本の首都東京の一角を担う市の地震による被害の影響は広く周辺地域に及ぶものであり、地震による災害から三鷹市を守ることは、行政に課せられた責務である。
- (3) 震災対策の推進に当たっては、市が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、市及び広域的役割を担う都・国と一体となって、市民と連携し、市民や三鷹市に集う多くの人々の生命及び財産を守るとともに、市の機能を維持しなければならない。
- (4) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。
- (5) 市民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の自立性を促すとともに、後押しする必要がある。また、市民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。
- (6) 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- (7) 地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

2. 基本的責務

1 市長の責務	
---------	--

- (1) 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- (2) 市長は、災害に強いまちづくりに努めるとともに、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うために必要な体制と資機材を整備し、防災機関がその責務を遂行するように、その先頭に立ち、被害の最小化に努めなければならない。
- (3) 市長は、震災により重大な被害を受けた場合、速やかに市民生活の復興と計画的な都市の復興を図るため、震災復興基本方針及び震災復興基本計画を策定し、全力を挙げて復興事業を推進しなければならない。
- (4) 市長は、市民生活に重大な影響を及ぼすことがないよう、市の事業の継続又は早期再開のために必要な対策を講じ、市の行政としての機能を維持しなければならない。

2 市民の責務	
----------------	--

- (1) 市民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- (2) 市民は、自助に必要な備えを行うよう努めなければならない。
- (3) 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復旧・復興に努めなければならない。
- (4) 市民は、市長その他の防災機関等が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者の責務	
-----------------	--

- (1) 事業者は、市長その他の防災機関等が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興に努めなければならない。
- (2) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- (3) 事業者は、都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- (4) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒步による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- (5) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- (6) 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

第2節 防災機関の役割

市及び各防災機関が日常業務のほかに防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 三鷹市の役割	
-----------------	--

閉庁時にあっては、平常時より少ない職員を、いかに有効かつ機動的に運用するかということが極めて重要であり、開庁時は、施設利用市民の安全確保と優先すべき通常業務の継続に加え、災害応急対策を実施する必要があることから、市関連の全組織による災害対策本部組織編成を行い、市災害対策本部員の力を結集し災害対策部班を編成し、災害時優先業務について事業着手する。

【三鷹市の業務大綱】

※令和6年4月1日現在の業務大綱（従前の業務大綱は、資料10401のとおりである。）

本部運営部	担当部長：総務部長			
○ 初動時の分掌事務				
(1) 本部の設置に関すること。 (2) 防災指令の発令及び伝達に関すること。 (3) 災害情報等の総括に関すること。 (4) 応急対策の緊急割当及び職員配置に関すること。 (5) 関係機関への応援要請に関すること。 (6) 本部施設の安全確認及び電源等の確保に関すること。 (7) 緊急通行車両及び燃料の確保に関すること。 (8) 自主防災組織との連携に関すること。 (9) 本部の総合調整に関すること。				
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱		
指令情報班 班長 防災課長	総務部 防災課 安全安心課 相談・情報課 選挙管理委員会事務局	(1) 災害対策の総合調整に関すること。 (2) 防災指令の発令及び伝達に関すること。 (3) 都災害対策本部及び防災機関等との連携に関すること。 (4) 災害情報等の総括に関すること。 (5) 防災関係通信機器設備の統括に関すること。 (6) 被災者相談の窓口に関すること。 (7) 防犯に関すること。 (8) その他災害対策の連絡調整に関すること。		
職員配備班 班長 職員課長	総務部 職員課 政策法務課 労働安全衛生課	(1) 職員の動員、配備及び服務に関すること。 (2) 職員の安否確認に関すること。 (3) 災害対策従事職員の支援に関すること。 (4) 応援職員等の受援に関すること。 (5) 災害関連法務に関すること。		
本部施設班 班長 契約管理課長	総務部 契約管理課 土地対策課	(1) 本部運営に必要な施設の確保に関すること。 (2) 市民センター周辺施設の安全点検及び復旧に関すること。 (3) 緊急通行車両及び燃料の確保に関すること。 (4) 車両等輸送機関の調達及び確保に関すること。 (5) 災害対策用物資及び資材の購入等に関する契約に関すること。		

本部情報部	担当部長 : 企画部長
○ 初動時の分掌事務	
(1) 本部会議の連絡、運営及び記録に関すること。 (2) I C T 関連システムの応急復旧に関すること。 (3) 防災行政無線等による情報の収集伝達に関すること。 (4) 災害情報、避難指示等の市民への広報に関すること。 (5) 報道機関等への情報提供及び連絡調整に関すること。 (6) 災害対策の財務及び会計に関すること。 (7) 正副本部長等の涉外に関すること。	

班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
本部会議班 班長 企画経営課長	企画部 企画経営課	(1) 本部会議の連絡、運営及び記録に関すること。 (2) 外国人の支援に関すること。 (3) 災害復興方針・計画に関すること。
広報情報班 班長 広報メディア課長	企画部 広報メディア課 市長室 監査事務局 (議会事務局)	(1) 災害に関する広報の実施及び統括に関すること。 (2) 防災行政無線等による情報の伝達に関すること。 (3) 報道機関等への情報提供及び連絡調整に関すること。 (4) 災害情報紙の作成に関すること。 (5) 正副本部長等の涉外に関すること。
財務情報班 班長 財政課長	企画部 財政課 会計課	(1) 義援金の受付及び管理に関すること。 (2) 災害対策関係予算に関すること。 (3) 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。 (4) 防災行政無線等による情報連絡に関すること。
システム復旧班 班長 情報推進課長	企画部 情報推進課	(1) I C T 関連システムの復旧及び運用に関すること。

被災市民部	担当部長 : 市民部長									
○ 初動時の分掌事務										
(1) 市内の被害の情報収集及び調査に関すること。 (2) 市民の避難誘導及び避難状況に関すること。 (3) 遺体に関すること。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th><th>事務を担当する平常の市の組織</th><th>業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民支援班 班長 市民課長</td><td>市民部 市民課 保険課</td><td>(1) 市民の安否確認に関すること。 (2) 遺体の搬送及びこれに必要な業務に関すること。 (3) 遺体収容所の管理運営及びこれに必要な事務に関すること。 (4) 埋火葬許可の発行等の諸手続きに関すること。</td></tr> <tr> <td>被害調査班 班長 市民税課長</td><td>市民部 市民税課 資産税課 納稅課</td><td>(1) 被害状況の調査及び報告並びに被害認定に関すること。 (2) 各防災拠点との連絡調整に関すること。 (3) 罹災証明書の交付に関すること。 (4) 税の減免に関すること。</td></tr> </tbody> </table>		班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱	市民支援班 班長 市民課長	市民部 市民課 保険課	(1) 市民の安否確認に関すること。 (2) 遺体の搬送及びこれに必要な業務に関すること。 (3) 遺体収容所の管理運営及びこれに必要な事務に関すること。 (4) 埋火葬許可の発行等の諸手続きに関すること。	被害調査班 班長 市民税課長	市民部 市民税課 資産税課 納稅課	(1) 被害状況の調査及び報告並びに被害認定に関すること。 (2) 各防災拠点との連絡調整に関すること。 (3) 罹災証明書の交付に関すること。 (4) 税の減免に関すること。
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱								
市民支援班 班長 市民課長	市民部 市民課 保険課	(1) 市民の安否確認に関すること。 (2) 遺体の搬送及びこれに必要な業務に関すること。 (3) 遺体収容所の管理運営及びこれに必要な事務に関すること。 (4) 埋火葬許可の発行等の諸手続きに関すること。								
被害調査班 班長 市民税課長	市民部 市民税課 資産税課 納稅課	(1) 被害状況の調査及び報告並びに被害認定に関すること。 (2) 各防災拠点との連絡調整に関すること。 (3) 罹災証明書の交付に関すること。 (4) 税の減免に関すること。								

福祉対策部		担当部長 : 健康福祉部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 要配慮者の安全に関すること。 (2) 所管施設の安全点検に関すること。 (3) 福祉拠点（福祉避難所等）及び医療拠点に関すること。 (4) ボランティアの受入に関すること。 (5) 災害医療対策実施本部及び災害時医療救護所の設置・運営に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
福祉支援班 班長 地域福祉課長	健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 介護保険課 生活福祉課	(1) 要配慮者対策に係る総合調整に関すること。 (2) 要配慮者の避難、救護及び被災状況の把握に関すること。 (3) 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 (4) ボランティアの受入、コーディネート及び支援に関すること。 (5) 義援金品の配分に関すること。 (6) 災害援護資金の融資等各種被災者支援制度の対応に関すること。
医療健康班 班長 健康推進課長	健康福祉部 健康推進課 子ども政策部 子ども家庭課 母子保健係	(1) 災害時医療及び防疫に関すること。 (2) 医療機関との連携に関すること。 (3) 災害医療対策実施本部及び災害時医療救護所の運営に関すること。 (4) 医療資機材及び医薬品の供給に関すること。 (5) その他保健業務に関すること。

子ども支援部		担当部長 : 子ども政策部長
○ 初動時の分掌事務		
(1) 園児及び学童保育所児童の安全確保に関すること。 (2) 所管施設の安全点検に関すること。 (3) 保育園近隣の乳幼児の避難支援に関すること。 (4) 臨時避難所（保育園等）の開設に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
子育て支援班 班長 子ども家庭課長	子ども政策部 子ども家庭課（母子保健係を除く。） 児童青少年課 子ども育成課 保育支援課 子育て支援課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。 (2) 乳児及び幼児の保護並びに応急保育に関すること。 (3) 臨時避難所（保育園等）の開設及び運営に関すること。 (4) 福祉避難所（子ども発達支援センター）の開設及び運営に関すること。

地域対策部	担当部長 : 生活環境部長	
○ 初動時の分掌事務		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
地域支援班 班長 コミュニティ 創生課長	生活環境部 コミュニティ創生課 生活経済課 都市農業課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。 (2) 自主防災組織本部及び地域拠点の支援に関するこ と。 (3) 臨時避難所（地区公会堂）及び災害時住宅生活支援 施設の支援に関すること。 (4) 災害情報紙の配布及び掲示に関するこ と。 (5) 地域における広報活動の支援に関するこ と。 (6) 食料等救援物資の確保、受入、仕分け及び配達に 関するこ と。 (7) 配送用車両の確保に関するこ と。
環境衛生班 班長 ごみ対策課長	生活環境部 ごみ対策課 環境政策課	(1) 所管施設の安全点検に関するこ と。 (2) 被災地区的消毒及び清掃に関するこ と。 (3) ごみ、がれき、し尿等の収集及び処理に関するこ と。 (4) 被災動物の対応に関するこ と。 (5) その他環境衛生に関するこ と。

避難者支援部	担当部長 : スポーツと文化部長	
○ 初動時の分掌事務		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
避難支援班 班長 芸術文化課長	スポーツと文化部 芸術文化課 生涯学習課 スポーツ推進課	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関するこ と。 (2) 広域避難場所等避難場所の避難者の誘導に関する こ と。 (3) 帰宅困難者の支援に関するこ と。 (4) 協定避難所の開設及び運営支援に関するこ と。 (5) 学校避難所及び地域避難所の避難所運営の支援に 関するこ と。 (6) 文化財等の被害状況の把握及び保全に関するこ と。

避難所対策部	担当部長 : 教育部長			
○ 初動時の分掌事務				
(1) 児童及び生徒の安全確保に関すること。 (2) 所管施設の安全点検に関すること。 (3) 学校避難所の開設及び運営支援に関すること。				
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱		
学校避難所班 班長 総務課長	教育部 総務課 学務課 指導課 図書館 小・中学校	(1) 所管施設の安全点検及び復旧に関すること。 (2) 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 (3) 学校との情報連絡に関すること。 (4) 学校避難所に関すること。 (5) 学校の再開等学校教育に関すること。		

都市対策部	担当部長 : 都市整備部長			
○ 初動時の分掌事務				
(1) 飲料水の応急給水に関すること。 (2) 下水道の被害調査及び応急復旧に関すること。 (3) 公共建築物の応急危険度判定に関すること。 (4) 緊急輸送道路及び避難路の確保に関すること。				
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱		
都市復旧班 班長 都市計画課長	都市整備部 都市計画課 水再生課 緑と公園課 都市再生部 まちづくり推進課 住宅政策課	(1) 都市復旧対策の総合調整に関すること。 (2) 飲料水及び生活用水の応急給水に関すること。 (3) 下水道施設の安全点検及び復旧に関すること。 (4) 東京都関係各局との連絡調整に関すること。 (5) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (6) 住宅の応急修理の指導及び被災者へのあっせんに関すること。 (7) 公園等施設の安全点検及び活用に関すること。 (8) 災害復興に係る都市計画に関すること。		
建築物班 班長 公共施設課長	都市整備部 公共施設課 建築指導課	(1) 庁舎等公共建物の被害状況の調査及び営繕に関すること。 (2) 建築物等の被害状況の調査及び被害認定に関すること。 (3) 仮設住宅の建設、修理及び管理に関すること。 (4) その他災害復旧に係る建築関連工事に関すること。		
道路交通班 班長 道路管理課長	都市整備部 道路管理課 都市再生部 都市交通課	(1) 災害対策用資材の確保及び配分に関すること。 (2) 道路等における倒壊家屋等障害物の除去に関すること。 (3) 交通規制等交通対策の調整及び実施に関すること。 (4) その他災害復旧に係る土木関連工事に関すること。		

消防団		担当部長 : 消防団長
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
消防班 班長 分団長	消防団本部・分団	(1) 消防及び人命の救助に関すること。 (2) その他災害復旧に関すること。

【三鷹市議会事務局の業務大綱】

議会部	担当部長 : 議会事務局長	
○ 初動時の分掌事務		
三鷹市議会災害対策支援本部（以下「議会本部」という。）の設置に関すること。		
班	事務を担当する平常の市の組織	業務の大綱
議会班 班長 議会事務局次長	議会事務局	(1) 議会本部の運営に関すること。 (2) 災害対策本部と議会本部との連携に関すること。

2 東京都の役割

機関の名称	業務の大綱
警視庁 三鷹警察署	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 三鷹消防署	<ul style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること。
都保健所	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域保健医療全般の情報センターに関すること。 2 防疫その他の保健衛生に関すること。 3 公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市への支援に関すること。
都北南建	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関すること。 2 道路及び橋梁の保全に関すること。 3 水防に関すること。 4 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。
都西部公園緑地事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 都立公園の災害時使用に関すること。 2 都立公園の防災公園整備及び利用計画に関すること。
都水道局	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。

3 指定地方行政機関の役割

機関の名称	業務の大綱
東京労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 産業安全に関すること（三鷹労働基準監督署）。 2 雇用対策に関すること（三鷹公共職業安定所）。
関東農政局 東京地域センター	応急用食料・物資の支援に関すること。
関東財務局 立川出張所	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。

4 自衛隊の役割	
-----------------	--

機関の名称	業務の大綱
陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 2 災害派遣の実施に関すること。

5 指定公共機関の役割	
--------------------	--

機関の名称	業務の大綱
日赤東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。） 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
東日本高速道路 中日本高速道路	1 道路、施設の建設及び維持管理に関する事。 2 災害時の緊急交通路の確保に関する事。 3 道路、施設の災害復旧工事に関する事。
J R 東日本	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。
N T T 東日本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。

機関の名称	業務の大綱
KDDI、NTTドコモ、ソフトバンク	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本郵便三鷹郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分
東京ガスグループ	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京電力グループ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。

6 指定地方公共機関の役割	
---------------	--

機関の名称	業務の大綱
京王電鉄	1 鉄道施設等の安全及び保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
医師会	1 災害時における医療及び助産救護に関すること。 2 防疫その他の保健衛生に関すること。
薬剤師会	災害時における医薬品、医療資機材の供給に関すること。
歯科医師会	災害時における歯科治療に関すること。

なお、各防災機関の連絡先は、防災機関等の連絡先（資料10402）のとおりである。

[関係資料]

- ・資料10201「想定地震毎の震度分布図」
- ・資料10401「三鷹市の業務大綱（令和6年3月31日まで）」
- ・資料10402「防災機関等の連絡先」

